

「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」の概要

（目的） 第1条

日本国憲法をはじめ、関係法律[※]の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人、性的少数者などへのあらゆる差別[※]を解消し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的としています。

（基本理念） 第2条

すべての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、あらゆる差別の解消を図るための施策は、市民一人ひとりの理解を深めるよう努めながら行います。

※「関係法律」～平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の3つの法律（人権三法）をはじめ、人権に関係する全ての法律を含んでいます。

※「あらゆる差別」～上記の人権課題の他にも、HIV感染者・ハンセン病元患者等、情報化社会における問題、犯罪被害者等の様々な分野の人権課題を含んでいます。

（市の責務） 第3条

基本理念に基づいて、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めます。

（市民の責務） 第4条

基本理念に基づいて、お互いに基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努め、市が行う施策に協力します。

（推進方針の策定等） 第5条

あらゆる差別の解消を図るための施策を行うにあたり、市民の意見を反映させながら「延岡市人権教育・啓発推進方針」を策定します。

推進方針は、社会情勢の変化等により必要が生じた時は見直します。

〔推進方針に定める事項〕

- ・人権教育・人権啓発に関すること
 - ・人権相談体制に関すること
 - ・人権施策の推進体制に関すること
- など

（調査の実施） 第6条

国等が行う調査に協力するとともに、人権に関する市民意識調査を行います。

（教育・啓発の実施） 第7条

あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めます。

（相談体制の充実） 第8条

あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実を図るよう努めます。

（推進体制の充実） 第9条

施策を効果的に行うために、国、県等との連携を図るとともに推進体制の充実を図るよう努めます。

（財政上の措置） 第10条

国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な財政措置を行うよう努めます。

（施行日） 令和元年10月1日